

第2章 緑の将来像(テーマ)

1 緑のまちづくりの基本テーマ及び基本方針

基本テーマの考え方

尾張旭市第五次総合計画で示された「住みよいまち」を実現するためには、市民、団体、グループ、地域、企業、商店、行政などと、大人と子どもも含めたみんなの力を合わせて、「公園都市」を実現するために、緑のまちづくりを進めていく必要があることから、中間見直しでは当初計画の基本テーマを継続します。

基本テーマ

ともに守り ともに育てる 緑あふれる公園都市

基本方針

- 1 緑の中で健康的に暮らせるまち（健康）
- 2 水と緑の資産を引き継ぐまち（継承）
- 3 山辺と川辺の緑がつながるまち（連携）
- 4 安全・安心を緑が支えるまち（防災）
- 5 ともに緑を支えるまち（協働）
- 6 緑で都市のイメージを高めるまち（個性）

公園都市とは・・・

まち全体がまるで公園のように、緑豊かで美しく、自然や環境に恵まれ、安全で快適で、やすらぎのある、そして、人と人がふれあい、すべての人々に愛され、いつまでも住みつけたいくなるまちです。



2 目標値

(1) 緑の基本計画の目標年次

緑の基本計画の目標年次は尾張旭市都市計画マスタープランと整合させ、令和7年度とします。ただし、計画の進捗を確認するために、今回、中間見直しを実施しました。

(2) 人口・市街地規模のフレーム

緑の基本計画の前提となる人口フレームは、当初計画では、尾張旭市都市計画マスタープランの数値をもとに設定しましたが、中間年次の人口については市統計データを用いて設定しました。

表：人口・市街地規模のフレーム

		(H17) 国勢調査	当初計画 平成22年度	中間年次 令和元年度	目標年次 令和7年度
人口(人)	市街化区域	72,792	76,100	77,943	76,372
	都市計画区域	78,394	82,000	83,595	81,910
面積(ha)	市街化区域	1,178	1,178	1,180	1,180
	都市計画区域	2,103	2,103	2,103	2,103

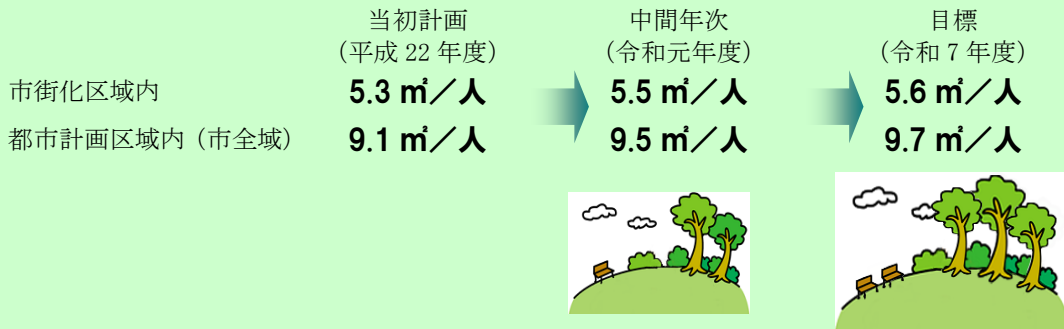
市街化区域内の現況及び将来人口を算出するに当たり、尾張旭市人口ビジョンを参考としました。

(3) 都市公園の整備目標水準

都市公園法施行令第1条では『都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は10㎡以上』とされており、また、『市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は5㎡以上』と規定されています。こうしたなか、目標年次における本市の都市公園の整備目標水準を次のとおり設定しました。

都市公園の整備目標水準

一人当たりの都市公園面積



	当初計画 平成22年度	中間年次 令和元年度	目標年次 令和7年度	国の目標値
市街化区域 (㎡/人)				
上段中間見直し時数値	5.3	5.5	5.6	5
下段当初計画時数値		5.4	5.6	
都市計画区域(市全域)(㎡/人)				
上段中間見直し時数値	9.1	9.5	9.7	10
下段当初計画時数値		9.1	9.4	

都市計画区域における一人当たりの都市公園面積は、目標年次が9.4㎡/人としていましたが、公園の整備状況や人口ビジョンの数値を鑑み、9.7㎡/人に時点修正することとします。

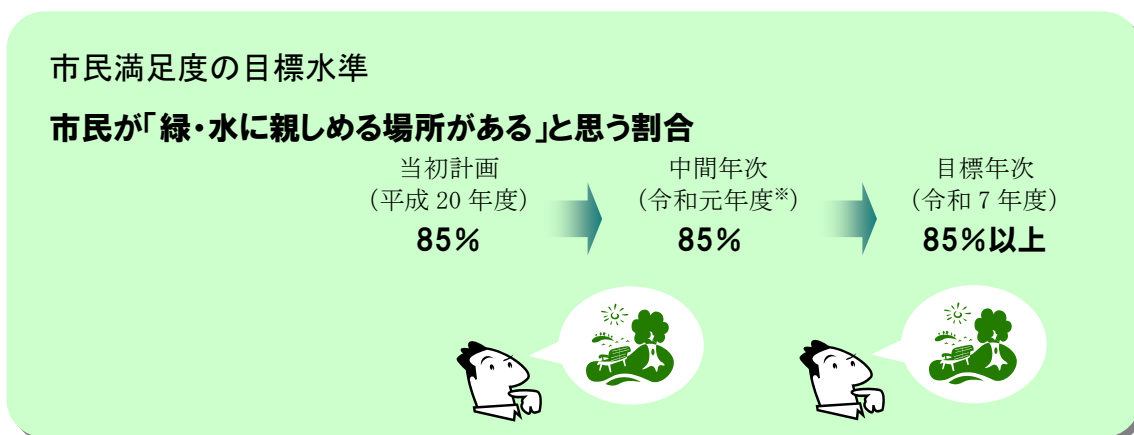
当初計画時においても、中間年次においても、これまで土地区画整理事業などによる公園整備や旧来からあるため池を活用した遊歩道等の整備、矢田川の河川敷を活用した河川緑地の整備などが進み、市街化区域内の一人当たりの都市公園面積は国の目標値より上回っていますが、市全域ではこれを若干下回っている状況にあります。

このため、市民との協働による既存公園のさらなる活用や、施設のリニューアルなどといった「既存ストックの活用」「公園施設の魅力向上」「質の改善」を実施するとともに、身近な樹林地や農地の活用などについても市民とのさらなる協働により進めていくこととします。

（4）市民満足度の目標水準

市民アンケート結果によると、市民が「緑・水に親しめる場所がある」と思う割合は当初計画においても、中間年次においても、85%を維持しています。

目標年次では、この割合をさらに高められるよう、公園や緑地等の魅力を向上させます。



（出典：市民アンケート）

※中間見直し時には平成 30 年度市民アンケート結果までの公表であったため、当該結果を用いています。









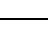
3 緑の将来像

市民、事業者、行政が協働で緑のまちづくりを進めていくために、本市の緑の将来像を以下のように定めます。

都市計画マスタープランでは、一部の農地で工業系用途への見直しが行われたため、緑の基本計画もこれに整合させるために中間見直しに合わせて変更することとしましたが、できる限り緑化に努めるよう、開発指導要綱等により指導します。

図：緑の将来像



	緑の環境軸	・北部丘陵地及び矢田川は、良好な緑と水辺空間として保全活用されています。
	緑の資産	・北部丘陵地の豊かな緑は資産であり、防災や環境保全、生物多様性の確保、レクリエーション、景観形成などとして保全活用されています。
	山辺の緑	・北部丘陵地の縁辺部は市街地との間にある大切な緑であり、里山林や市民緑地、観察林などとして市民の身近な緑として親しまれています。
	河川・ため池	・公園や農地と連担した自然豊かな水辺として、河川、ため池周辺の農地などとネットワーク化されています。
	川辺の緑	・スカイワードあさひからも眺められる矢田川左岸の河岸段丘の貴重な樹林は川辺の緑として保全されています。
	緑あふれるまちなみ	・市街地には公園、社寺林、ため池、学校、住宅地や事業所の緑など、多様な緑がまちなかにみられます。
	農地	・まとまりのある優良農地は保全され、緑のもつ多様な機能を有している重要な緑として、農地に隣接するため池、公園などとネットワーク化されています。
	緑のネットワーク	・緑の環境軸である北部丘陵地と矢田川を結び、周辺の公園や社寺林、農地、ため池などにつながる緑のネットワークは街路樹や沿道の民有地の緑などで緑豊かな空間になっています。
	公園都市の玄関口にふさわしい緑	・公園都市の玄関口にふさわしい緑豊かな駅前広場や駅周辺は建物緑化などにより、花や緑に彩られた空間になっています。